

公益社団法人日本動物用医薬品協会役員選任規程

平成25年	11月	1日	実施
平成26年	3月	13日	改正
平成26年	5月	12日	改正
平成27年	10月	1日	改正
平成30年	3月	13日	改正
令和元年	5月	14日	改正
令和3年	3月	16日	改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本動物用医薬品協会（以下「本会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関し、必要な事項を定める。

(役員の種類及び定数等)

第2条 公益社団法人日本動物用医薬品協定会款（以下「定款」という。）第26条に基づいて本会の役員の数等は、次のとおりとする。

- (1) 理事 15人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうちから理事長1名、専務理事1名及び常務理事2名以内を置くことができる。
 - 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）に定める代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。
 - 4 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 5 補欠又は増員により就任した理事又は補欠の監事の任期は、前任者又は他の役員任期の残任期間とする。

(役員選任等)

第3条 役員は、定款第26条第1項の規定に基づき、総会において正会員（法人にあっては代表者又は代表者の指名する者）の中から決議によって選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から選任することができる。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、定款第26条第2項の規定に基づき、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員候補者)

第4条 次の者は役員候補者になることができる。

- (1) 理事会で正会員の中から推薦された者
- (2) 理事会で推薦された正会員以外の者
- (3) 正会員の中から立候補する者

(理事会推薦役員候補所社の選出と候補所社からの候補者の推薦)

第5条 理事会推薦役員候補者（前条第1号及び第2号の規定により推薦された者をいう。）の選定は次の方法による。

(1) 理事会は、別記1の「公益社団法人日本動物用医薬品協会理事会推薦役員候補所社の選考方法」に基づき役員候補所社を選出する。

(2) 本会事務局（以下「事務局」という。）は、理事会で選出された役員候補所社の代表者に対して、役員候補者の推薦を依頼する。その際、「役員に立候補または推薦する際の注意事項」（別紙）を添付する。

(3) 推薦を依頼された役員候補所社は、推薦する役員候補者の同意を取得した後に、事務局に対して「公益社団法人日本動物用医薬品協会役員候補者推薦書兼同意書」（別記様式1）及び「理事等の欠格事由に該当しないことの申立書」（別記様式2）を送付する。

(会員外の候補者の公募と選考)

第6条 会員外の役員候補者について、公募をして選考する際は、別記2の「役員候補者の公募及び選考に係る規程」に基づくものとする。

(理事会推薦役員候補者の選定)

第7条 役員の改選が行われる事業年度の第1回理事会で、役員候補所社から推薦された役員候補者及び公募の役員候補者を理事会推薦役員候補者として推薦する者を議決する。

2 前項の理事会で推薦された理事を理事会推薦役員候補者として通常総会に推薦する。

(正会員からの立候補者の募集)

第8条 事務局に、本会事務局長（以下「事務局長」という。）を本部長とする、役員候補者推薦管理本部（以下「推薦管理本部」という。）を設置する。

2 推薦管理本部は、役員の改選が行われる事業年度開始後に正会員に対して、別記3の「公益社団法人日本動物用医薬品協会役員立候補者の募集のお知らせ」をホームページに掲載し、立候補者を募集する。

3 立候補者は「公益社団法人日本動物用医薬品協会役員立候補届出書」（別記様式3）、「立候補理由書」（別記様式4）並びに「理事等の欠格事由に該当しないことの申立書」（別記様式2）を推薦管理本部に送付する。

(役員の選任方法)

第9条 総会における役員を選任は、役員候補者ごとに賛否を確認する方法により行う。

2 第7条第2項の理事会推薦役員候補者及び第8条第3項の立候補者の合計数が第2条で定める役員の定数（以下「役員定数」という。）の上限を超える場合は選挙により選任する。

（選挙による選任）

第10条 前条第2項の規定による選挙は、次の方法により行う。

（1）役員選挙を実地に管理させるため、総会出席正会員のうちから総会の承認を得て、選挙管理人を選任し、選挙管理人によって選挙に関する留意事項を出席正会員に説明するものとする。

（2）投票は、投票者名を無記名とし、予め役員候補者氏名を印刷又は記名した投票用紙を用い、投票しようとする者の氏名欄に丸印を付した上、選挙管理人の立会いの下に投票用紙を投票箱に投入して行う。この場合、投票しようとする者の氏名欄に付した丸印は、役員定数以内でなければならない。

（3）前号において出席正会員が行使する議決権は、定款第18条の規定によって、正会員1名につき1個とする。

（4）選挙管理人は、投票が完了したときは、ただちに所定の場所で開票し、投票権数、投票総数、有効及び無効投票数並びに役員候補者別の得票数を点検し、確認しなければならない。

2 次の投票は、無効とする。

（1）選挙管理人の定める投票用紙を用いないもの

（2）役員候補者でない者の氏名を記載したもの

（3）投票しようとする者の氏名欄に付した丸印が役員定数を超えるもの

3 当選者は、次の方法により決定する。

（1）有効投票数の過半数に当たる得票数を得た者を当選者とする。ただし、当選者の数が役員定数を超える場合は、得票数の多いものの順に、役員定数に至るまでの者を当選者とする。

（2）当選者が役員定数の下限に満たない場合は、非当選者について、役員定数の下限に達するまで再投票を行って決定する。なお、再投票の結果、当選者の数が役員定数を超える場合は、前号の規定を準用する。

（3）最下位当選者が同じ投票数で複数名存在し、当選者が役員定数を超える場合は、最下位当選者について再投票を行い、得票数の多い者の順に当選者を決定する。

4 当選者が決定したときは、選挙管理人は、当選者の氏名、その選挙における各役員候補者の得票数等選挙の結果を速やかに総会議長に報告しなければならない。

5 総会議長は、前項の報告を受けたときは、速やかに議場で選挙結果を出席正会員に報告しなければならない。

6 選挙終了後の投票用紙および集計用紙（以下「投票用紙等」という。）は、次の方法により管理しなければならない。

- (1) 総会で新役員の承認を受けた後は、速やかに封入の上、選挙管理人の署名をもって当該封筒を封印しなければならない。
- (2) 封印された投票用紙等は、事務局において保存するものとし、その保存期間は、役員選挙が行われた日の翌日から起算して3箇月とする。
- (3) 前号の保存期間中にある投票用紙等は、投票結果を再確認する必要がある等特別の理由があるとして選挙管理人が認め、かつ、選挙管理人が立会いする場合を除き、何人もこれを閲覧することはできない。
- (4) 保存期間が満了した投票用紙等は、事務局長が、予め選挙管理人の承諾を得たうえで、速やかにこれを廃棄しなければならない。

(役員の補欠選任)

第11条 役員の補欠選任は、推薦役員（総会で役員として選出された理事会推薦候補者をいう。）が任期前に辞任する場合に、次の方法で実施する。

- (1) 推薦管理本部は、辞任する推薦役員の所属する所社の代表者に対して、後任の役員候補者の推薦を依頼する。
- (2) 推薦を依頼された所社は、推薦する後任の役員候補者の同意を取得した後に、事務局に対して「公益社団法人日本動物用医薬品協会補欠選任役員候補者推薦書兼同意書」（別記様式5）及び「理事等の欠格事由に該当しないことの申立書」（別記様式2）を送付するよう依頼する。
- (3) 辞任する推薦役員の所属する所社に推薦する役員候補者がいない場合は、その旨を推薦管理本部に申し出る。この場合は、第5条及び第7条の規定を準用して新たに役員候補所社を選出することとし、推薦管理本部から選出された役員候補所社の代表者に補欠選任役員候補者の推薦を依頼する。
- (4) 後任の役員候補者又は新たな役員候補者について理事会推薦候補者とするか理事会で議決し、及び新たな役員候補者について理事会推薦候補者とするか理事会で決議をし、推薦された候補者名簿を総会に提出する。
- (5) 会員外の役員が辞任する場合は、別記2の「公益社団法人日本動物用医薬品協会役員候補者の公募及び選考に係る規程」に従い公募をし、後任候補者を選考する。後任の候補者について理事会推薦役員候補とするか理事会で議決し、推薦された候補者名簿を総会に提出する。
- (6) 総会において役員を補欠選任する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年10月7日制定し、平成25年11月1日から実施する。
(平成25年10月7日、理事会議決)

附 則

この規程は、平成26年3月13日に改正し、同日から実施する。
(平成26年3月13日、理事会議決)

附 則

この規程は、平成26年5月12日に改正し、同日から実施する。
(平成26年5月12日、理事会議決)

附 則

この規程は、平成27年10月1日に改正し、同日から実施する。
(平成27年10月1日、理事会議決)

附 則

この規程は、平成30年3月13日に改正し、平成28年6月7日から適用する。
(平成30年3月13日、理事会議決)

附 則

この規程は、令和元年5月1日から適用する。
(令和元年5月14日、理事会議決)

附 則

この規程は、令和3年3月16日から適用する。
(令和3年3月16日、理事会議決)

別記1（第5条（1）関係）

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事会推薦役員候補所社の選考方法

1 役員候補所社の選考の方法

（1）理事数は動物用医薬品等（生物学的製剤を除く。）の国内製造業、動物用医薬品等の輸入販売業、動物用生物学的製剤の国内製造業を業種区分とし、同一業種からの理事選出数の業種間のバランスを考慮して選考する。

（2）役員候補所社を理事会において議決する場合は、平成15年度第7回理事会の申し合わせた次の基準を踏まえて行うこととする。

ア 第1次役員候補として年間製造（輸入）販売高上位35社を目処に選出する。

イ 協会運営への貢献度が高い会員として、協会役員（平成15年10月統合前の旧協会を含む。）としての経験年数を加味して選出する。

ウ 協会運営への協力の歴史が長い会員として、協会会員（統合前の旧協会を含む。）の経過年数を加味して選出する。

エ 平成15年当時の国の指導基準への適合性（同一業種1／2以内）も踏まえて選出する。

2 役員候補者所社の原案は、1の役員候補所社の選考の方法に基づき協会事務局が作成し、総務委員会で第一次候補所社案を決議する。

3 役員改選が行われる前年度の最終の3月に開催される予算理事会で、総務委員会において議決された候補所社案について検討し、理事会推薦の候補所社を決議する。

別記2（第6条及び第11条（5）関係）

公益社団法人日本動物用医薬品協会役員候補者の公募及び 選考に係る規程

平成26年4月1日制定

平成27年10月1日改正

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本動物用医薬品協会定款第26条第1項に規定する正会員以外からの役員を公募する際に、必要な事項を定めることを目的とする。

（公募要領）

第2条 公募する際は、公募する役員候補者の職務内容、任期、必要とされる経験・能力、勤務条件、選考方法並びに応募方法等について記載した公募要領をホームページに掲載する。

2 公募要領は、理事会の承認を受けなければならない。

（選考方法）

第3条 応募者が4名以上の場合は、総務委員会が書類選考を実施し、候補者を3名以下に絞ることとする。なお、応募者が4名未満の場合は、書類選考は実施しない。

2 書類選考に合格した候補者または候補者が3名以下の場合は、理事長および常務理事が面接選考を行う。

（面接選考の方法）

第4条 面接選考は、理事長が招集する。

2 選考は理事長および常務理事の合議を持って決し、可否同数のときは、理事長の決するところとする。

3 面接選考には、理事長が必要と認める場合、常務理事の同意を得て、面接選考以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（面接選考の結果）

第5条 面接選考の結果については、選考の概要を記載した文書を作成する。

2 面接選考の結果、役員候補者に選任された者については、選考の経過とあわせて、理事会に報告し、理事会はその候補者を理事会推薦候補者とするか議決する。

（個人情報の取扱）

第6条 応募者の個人情報については、当協会個人情報管理規程に基づき管理し、
個人情報を適切に保護・管理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、平成26年4月1日から制定する。

(平成26年3月13日理事会議決)

附則

この規程は、平成27年10月1日から実施する。

(平成27年10月1日理事会議決)

別記3（第8条第2項関係）

年 月 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
正会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長

公益社団法人日本動物用医薬品協会役員立候補者の募集のお知らせ

平素より協会運営に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会の役員の任期は2年で、現役員の任期は 年 の通常総会の終結までと規定されています。

当協会の役員は、通常総会で選任されますが、理事会に推薦され役員候補者になる他に、正会員が立候補することにより役員候補者になることができます。

つきましては、当協会役員に立候補を希望される正会員各位には、別紙の注意事項にご留意の上、「公益社団法人日本動物用医薬品協会立候補届出書（別記様式1）」、「立候補理由書（別記様式2）」並びに「理事等の欠格事由に該当しないことの申立書（別記様式3）」に記載の上、 年 月 日までに、協会事務局まで郵送賜りますようお願い申し上げます。

なお、当協会では、役員会社の会費は、一般会員の会費に比し、割高となっていますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

本件につきご不明な点等ございましたら協会事務局までご照会下さい。

公益社団法人日本動物用医薬品協会役員候補者推薦書兼同意書

年 月 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会

理事長 様

推薦人

名 称 :

代 表 者 :

氏名

公益社団法人日本動物用医薬品協会役員選任規程第5条(3)の規定に基づき、
下記のとおり役員候補者を推薦します。

記

1. 役員候補者推薦区分

(1) 理事

(2) 監事

2. 候補者の氏名(フリガナ) :

3. 性 別 : 男 ・ 女

4. 候補者の生年月日 : 年 月 日

5. 候補者の主たる役職等 :

(同意書)

私は、上記の推薦に基づき日本動物用医薬品協会の役員候補者になることに同意
いたします。

年 月 日

候補者氏名 :

(自署)

理事等の欠格事由に該当しないことの申立書

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)にて規定されている「理事、監事及び評議員の欠格事由（第6条第1号イからニまで）」に該当しないことを申し立てます。

また、私が理事等に選任された場合、下記に記載した私の氏名、生年月日及び現住所（住民票にて登録した住所）を内閣府に対して届け出ること、並びに内閣府が同法第6条に規定する欠格事由の審議に必要な範囲で、氏名及び生年月日の情報を他の行政庁に提供する場合があることについて、同意します。

年 月 日

氏名

印

生年月日

(又は自署)

現住所

公益社団法人日本動物用医薬品協会 御中

公益社団法人日本動物用医薬品協会役員立候補届出書

年 月 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会

理事長 様

届出者 (正会員)

名 称 :

代表者氏名 :

私は、公益社団法人日本動物用医薬品協会役員選任規程第8条第3項の規定に基づき、平成 年度通常総会において実施される役員の選任時に役員候補者として、下記のことを立候補者として届け出ます。

(フリガナ)

氏 名 :

所属所社名 :

役員区分 (注) :

(注) 理事または監事の何れかの区分を記載

私は、上記のとおり日本動物用医薬品協会の役員候補者として立候補いたします。

立候補に際しまして、「立候補理由書 (別記様式4)」と「理事等の欠格事由に該当しないことの申立書 (別記様式2)」を併せて提出します。

年 月 日

候補者氏名 :

(自署)

別記様式4 (第8条第3項関係)

立 候 補 理 由 書

公益社団法人日本動物用医薬品協会補欠選任役員候補者推薦書兼同意書

年 月 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会

理事長 様

推薦人

名 称 :

代 表 者 :

氏 名

公益社団法人日本動物用医薬品協会役員選任規程第11条（2）の規定に基づき、
下記のとおり補欠選任役員候補者を推薦します。

記

1. 役員候補者推薦区分

(1) 理事

(2) 監事

2. 候補者の氏名（フリガナ） :

3. 性 別 : 男 ・ 女

4. 候補者の生年月日 : 年 月 日

5. 候補者の主たる役職等 :

(同意書)

私は、上記の推薦に基づき日本動物用医薬品協会の役員候補者になることに同意
いたします。

年 月 日

候補者氏名 :

(自署)

別紙

役員候補所社の代表者宛ての推薦依頼書（第5条（2）関係）、協会役員立候補者募集のお知らせ（第8条第2項関係）に添付

役員に立候補または推薦する際の注意事項

公益法人は、役員が下記の欠格事由に該当しないことを確認し、内閣府に報告する必要があります。このため、下記に該当する方は当協会の役員候補者に立候補または推薦することは出来ませんのでご留意下さい。

（理事、監事及び評議員の欠格事由）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)

第6条第1号ロ、ハ、ニ

理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 認定法の規定に違反したこと(偽りその他不正手段により公益認定を受けること等)
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反したこと(理事等の特別背任、法人財産の処分に関する罪等)
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したこと
 - ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3第1項(凶器準備集合)、第222条(脅迫)又は第247条(背任)の罪を犯したこと
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
 - ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者